

株主各位

(証券コード3549)

2021年8月3日

石川県白山市松本町2512番地

株式会社クスリのアオキホールディングス

代表取締役社長 青木 宏憲

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、株主総会当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、6頁の『議決権行使についてのご案内』をご確認のうえ、後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます、**2021年8月18日（水曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年8月19日（木曜日）午前10時
2 場 所	石川県金沢市本町2-15-1 ホテル日航金沢 4階 鶴の間 (会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください)
3 目的事項	報告事項 1. 第23期（2020年5月21日から2021年5月20日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第23期（2020年5月21日から2021年5月20日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ・本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp>)

第23回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染防止への対応について

株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第23回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染防止に向けた対応について、下記のとおりご案内いたしますと共に、株主の皆さまのご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

1. 株主様へのお願い

- ・本総会へのご来場をご検討いただいている株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大の状況に十分ご留意いただき、健康状態によらず、ご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。特にご高齢の株主様、基礎疾患がおありの株主様、妊娠中の株主様におかれましては、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会における議決権行使は、当日のご出席によらず、**書面またはインターネットによる事前行使も可能となっております**ので、そちらの活用もご検討をお願い申し上げます。

行使期限：2021年8月18日（水曜日）午後5時まで

- ・当日ご出席される場合は、体調にご留意いただき、ご無理をなされないようお願い申し上げます。また、ご来場される際はマスク着用など感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日株主総会会場の受付におきまして、体調確認、検温を実施させていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。発熱が確認された株主様、異常な症状が確認された株主様、その他健康状態が確認できない株主様におかれましては、入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数を従来より減らし、間隔を確保して準備しております。座席数が足りなくなった場合には、ご入場をお断りする場合がございます。

2. 当社の対応

- ・**株主総会ご来場の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます**ので、あらかじめご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・受付付近に株主様用の消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の運営スタッフはマスク着用にて対応させていただきます。
- ・会場内において体調がすぐれないようにお見受けした方には、お声かけさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年8月19日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年8月18日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年8月18日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号、第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

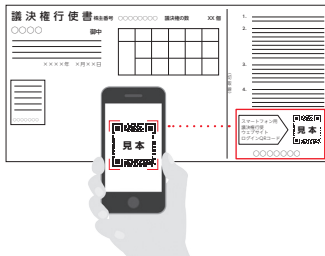
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

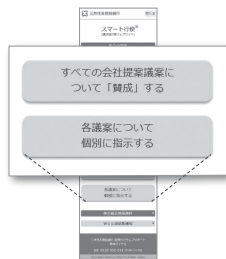
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

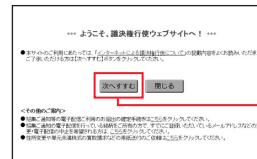
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

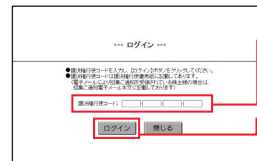
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

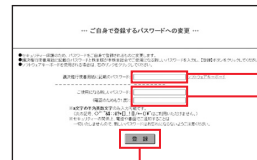
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、経営監督機能およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役2名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

あ お き や す と し
青木保外志（1949年1月2日生）

所有する当社の株式数…………… 1,482,500株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

〔略歴、当社における地位及び担当〕

1976年 6 月	有限会社青木二階堂薬局設立監査役	2003年 8 月	同社代表取締役社長
1981年 3 月	有限会社三和薬商代表取締役	2012年 5 月	同社代表取締役社長兼社長執行役員
1985年 1 月	株式会社クスリのアオキ設立代表取締役専務	2014年 5 月	同社取締役最高顧問
		2016年11月	当社取締役最高顧問（現任）
1999年 6 月	同社代表取締役副社長		

〔重要な兼職の状況〕

—

〔役員等賠償責任保険契約の状況〕

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

2

あ お き ひ ろ の り

青木宏憲 (1972年4月6日生)

所有する当社の株式数…………… 2,498,836株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1996年 4 月	大塚製薬株式会社入社	2010年 8 月	株式会社クスリのアオキ代表取締役専務兼営業本部長兼営業推進室長
2003年 2 月	株式会社クスリのアオキ入社	2012年 5 月	同社代表取締役兼専務執行役員営業本部長
2006年 6 月	同社管理部長	2014年 5 月	同社代表取締役社長（現任）
2006年 7 月	同社執行役員管理部長	2016年11月	当社代表取締役社長兼社長執行役員
2007年 5 月	同社執行役員人事教育部長	2018年 6 月	当社代表取締役社長（現任）
2008年11月	同社執行役員調剤事業本部長		
2010年 5 月	同社執行役員営業本部長兼営業推進室長		
2010年 6 月	株式会社青木二階堂代表取締役社長		

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ代表取締役社長

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

3

あ お き た か の り

青木孝憲 (1973年11月28日生)

所有する当社の株式数…………… 1,792,840株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1997年 4 月	東京エレクトロン株式会社入社	2014年 5 月	株式会社クスリのアオキ専務執行役員店舗運営本部長
2004年 4 月	大塚製薬株式会社入社	2016年11月	当社専務執行役員グループ店舗運営部門担当
2008年 4 月	株式会社クスリのアオキ入社	2017年 5 月	同社専務執行役員グループ開発部門担当
2008年11月	同社執行役員IT・業務改革本部長	2017年 5 月	株式会社クスリのアオキ取締役兼専務執行役員開発本部長
2010年 5 月	同社執行役員商品部長	2018年 6 月	同社取締役副社長兼開発本部長
2012年 5 月	同社専務執行役員経営管理統括部長兼IT・物流推進部長	2021年 5 月	同社取締役副社長（現任）
2012年 5 月	A 2 ロジ取締役（現任）		

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ取締役副社長
A 2 ロジ取締役

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

4

八幡 亮一

(1966年8月24日生)

所有する当社の株式数…………… 16,500株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 4 月	株式会社ワールド入社	2016年 8 月	当社取締役
2004年 7 月	株式会社クスリのアオキ入社	2016年11月	当社取締役兼常務執行役員グループ管理部門担当
2006年 5 月	同社執行役員経営企画室長		
2010年 5 月	同社執行役員管理本部長	2018年 6 月	当社取締役管理部門担当兼経営企画室長
2012年 5 月	同社常務執行役員管理本部長	2018年 6 月	株式会社クスリのアオキ取締役
2012年 5 月	株式会社 A 2 ロジ取締役	2020年 5 月	当社取締役管理部門担当
2013年 5 月	株式会社クスリのアオキ常務執行役員財務企画・IR室長	2021年 5 月	当社取締役管理部門担当兼経理室長（現任）
2014年 5 月	同社常務執行役員管理本部長	2021年 5 月	株式会社クスリのアオキ取締役経理部長（現任）
2014年 8 月	同社取締役兼常務執行役員管理本部長		

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ取締役経理部長

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

候補者番号

5

飯嶋

仁

(1976年10月16日生)

所有する当社の株式数…………… 6,000株
取締役会出席状況…………… 10/10回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2003年 5 月	株式会社クスリのアオキ入社	2020年 8 月	当社取締役営業部門担当
2012年 5 月	同社調剤運営部長	2020年 8 月	株式会社クスリのアオキ取締役店舗運営本部長兼ドラッグ統括
2016年 5 月	同社社長付大型店開発担当（部長待遇）		
2017年 5 月	同社店舗支援部長	2021年 5 月	当社取締役営業部門担当兼関東・東北地区本部長（現任）
2018年 6 月	同社店舗運営本部長兼調剤事業部長	2021年 5 月	株式会社クスリのアオキ取締役店舗運営本部長（現任）
2020年 5 月	同社店舗運営本部長兼ドラッグ統括		

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ取締役店舗運営本部長

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

6

おかだもとや

岡田元也

(1951年6月17日生)

所有する当社の株式数…………… 3,000株

取締役会出席状況…………… 13/14回

再任

社外

【略歴、当社における地位及び担当】

1979年 3 月	ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社	2012年 3 月	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO
1990年 5 月	同社取締役	2014年 8 月	株式会社クスリのアオキ社外取締役
1992年 2 月	同社常務取締役	2014年11月	ウエルシアホールディングス株式会社取締役（現任）
1995年 5 月	同社専務取締役	2016年11月	当社社外取締役（現任）
1997年 6 月	同社代表取締役社長	2020年 3 月	イオン株式会社取締役兼代表執行役会長（現任）
2003年 5 月	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長		
2005年11月	株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役（現任）		

【重要な兼職の状況】

イオン株式会社取締役兼代表執行役会長
ウエルシアホールディングス株式会社取締役
株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

岡田元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役会長を務めており、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しております。

社外取締役として大所高所から事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映することを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

【当社との利害関係】

岡田元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役会長を務めており、当社子会社株式会社クスリのアオキは同社との間で、業務・資本提携を行っております。なお、当社子会社は、同社グループ会社との間で当社店舗に係る不動産取引があり、また同社グループ会社より商品仕入れ等の取引を行っております。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

候補者番号

7

やなぎ だ なお き

柳 田 直 樹 (1960年2月27日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位及び担当】

1987年4月	弁護士登録	2016年6月	アルパイン株式会社社外取締役監査等委員
1987年4月	柳田野村法律事務所（現柳田国際法律事務所）入所	2016年6月	YKK株式会社社外監査役（現任）
2001年1月	同所パートナー弁護士（現任）	2019年6月	SOMPOホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2004年6月	日本製紙株式会社社外監査役	2019年8月	当社社外取締役（現任）
2014年6月	アルパイン株式会社社外監査役		
2014年6月	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（現SOMPOホールディングス株式会社）社外監査役		

【重要な兼職の状況】

柳田国際法律事務所パートナー弁護士
YKK株式会社社外監査役
SOMPOホールディングス株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

柳田直樹氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を有すると共に、これまでも社外取締役または社外監査役として複数の会社の経営に関与してきております。その企業経営に関する経験や見識を活かして事業に有益な助言をいただき当社の企業価値向上に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【当社との利害関係】

候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

8

こ し だ と し や
越 田 利 弥 (1972年5月21日生)

所有する当社の株式数……………

0株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1998年 4 月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所

2001年 4 月 公認会計士登録

2020年 8 月 越田公認会計士事務所開設（現在に至る）

社外

独立役員

【重要な兼職の状況】

越田公認会計士事務所

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

越田利弥氏は、公認会計士としての専門的見地及び見識を有しており、業務執行から独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけたと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、同氏は社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたします。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【当社との利害関係】

候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

候補者番号

9

いのうえよしこ

井上佳子

(1974年7月26日生)

所有する当社の株式数……………

0株

新任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位及び担当】

1997年 4 月	花王株式会社入社	2019年 5 月	同社代表取締役社長（現任）
2000年 2 月	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社入社	2019年 6 月	一般社団法人日本コンタクトレンズ協会理事（現任）
2005年 7 月	ゴールドマン・サックス証券株式会社入社		
2008年 1 月	日本メドトロニック株式会社入社		
2014年10月	クーパービジョン・ジャパン株式会社入社		
2015年10月	同社執行役員		
2018年10月	同社取締役		

【重要な兼職の状況】

クーパービジョン・ジャパン株式会社代表取締役社長
一般社団法人日本コンタクトレンズ協会理事

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

井上佳子氏は、クーパービジョン・ジャパン株式会社代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験や見識に加え、女性として当社の企業価値向上のための有用な視点を有しております。その経験や知識を活かして独立した立場から経営の監督を行うことにより、取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【当社との利害関係】

候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 岡田元也氏、柳田直樹氏、越田利弥氏および井上佳子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
岡田元也氏及び柳田直樹氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって岡田元也氏は4年8箇月、柳田直樹氏は2年であります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役がその能力を十分発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、現行定款において、社外取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、岡田元也氏及び柳田直樹氏との間で責任限定契約を締結しており、取締役に選任された場合には、社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また越田利弥氏及び井上佳子氏が取締役に選任された場合は、社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限るものとする。
3. 井上佳子氏の戸籍上の氏名は、今井佳子であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	もりおか しんいち 森岡真一 (1977年3月18日生)	所有する当社の株式数……………	0株
-----	---------------------------------	-----------------	----

【略歴】

2003年11月 弁護士登録
2005年 8 月 兼六法律事務所（現弁護士法人兼六法律事務所）入所（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

弁護士

【社外監査役候補者とした理由】

森岡真一氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を有するとともに商事問題に関する豊富な経験を有しており、それらを当社の監査体制強化に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

【役員保険の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森岡真一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役がその能力を十分発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、現行定款において、社外監査役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより森岡真一氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限るものとする。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役青木桂生氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任頂き、会社業績や役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準に従い決定させて頂きたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりでございます。

氏 名	略 歴
青 木 桂 生	2016年11月 当社取締役会長（現任）

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年5月21日から2021年5月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年5月21日～2021年5月20日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受け、感染拡大防止のため社会経済活動が制限され、企業活動や個人消費は大きく縮小、景気は急速な減退局面となりました。依然として新型コロナウイルス感染症収束の見通しは立っておらず、先行きが不透明な状況は今後も続くと思定されます。

ドラッグストア業界におきましては、感染症防止対策としてのマスクや消毒液等の衛生関連商品、外出自粛に伴う食料品・日用品等の需要が増加する一方、マスクの習慣化による化粧品の消費不振、医療機関の受診抑制等の影響が見られております。このような消費行動の著しい変化に加え、熾烈な出店競争や価格競争、さらには業界上位企業による経営統合やM&Aなどの寡占化が進んでおり、経営環境は一層厳しさを増しております。

当社グループでは、このような環境のもと、従業員のマスク着用の義務付けや店舗出入口への消毒用アルコールの常設、レジへの飛沫防止パーテーションの設置等感染予防対策の徹底によりお客様が安心して来店できる店舗づくりに注力いたしました。また、地域のかかりつけ薬局として調剤併設率の向上を図るとともに、生鮮食品等の品揃えを強化してお客様の利便性の向上に努めております。

店舗の新設につきましては、ドラッグストアを北信越に22店舗、東北に25店舗、関東に26店舗、東海に17店舗、関西に5店舗の95店舗の出店を行い、さらなるドミナント化を推進いたしました。

また、ドラッグストア併設調剤薬局を北信越に17薬局、東北に10薬局、関東に27薬局、東海に12薬局、関西に5薬局の合計71薬局を新規に開設いたしました。

さらに、2020年6月30日付で、食品スーパーを展開する株式会社ナルックス（石川県）を株式取得により子会社化し、同年10月21日付で、株式会社フクヤ（京都府）を株式取得により子会社化いたしました。株式会社ナルックス及び株式会社フクヤの期末店舗数はドラッグストア3店舗、スーパーマーケット5店舗となっております。

この結果、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は、ドラッグストア722店舗（うち調剤薬局併設360店舗）、調剤専門薬局6店舗、スーパーマーケット5店舗の合計733店舗となっております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,058億80百万円（前期比1.9%増）、営業利益166億19百万円（同1.6%増）、経常利益173億44百万円（同3.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益120億62百万円（同2.9%減）となりました。

商品部門別の売上高の概況は、次のとおりであります。

イ. ヘルス部門（医薬品や健康食品等）

セルフメディケーション（自己治療）意識の高まりに応え、専門性の強化と品揃えの充実を行ってまいりました。その結果、ヘルス部門の売上高は359億83百万円（売上構成比11.7%、前期比4.5%増）となりました。

ロ. ビューティ部門（カウンセリング化粧品やフェイスケア商品等）

お客様の健康と美に対する関心の高まりに応え、品揃えの拡充やカウンセリング化粧品・フェイスケア商品・ヘアケア商品の販売強化を行ってまいりました。しかしマスクの習慣化による化粧品の消費不振の影響により、ビューティ部門の売上高は473億6百万円（同15.5%、同2.0%減）となりました。

ハ. ライフ部門（家庭用品等）

お客様の利便性の向上を図るために、主として家庭用品の品揃えの充実に、より一層努めてまいりました。その結果、ライフ部門の売上高は647億41百万円（同21.2%、同0.1%減）となりました。

ニ. フード部門（食品や飲料等）

お客様の日常生活を支えるために、食品や飲料の品揃えの充実に、より一層努めてまいりました。その結果、フード部門の売上高は1,273億65百万円（同41.6%、同1.6%増）となりました。

ホ. 調剤部門（薬局にて処方する医療用医薬品）

新規にドラッグストア併設調剤薬局71薬局を開局するとともに、接遇の充実に努めてまいりました。その結果、院外処方箋の枚数が増加し、調剤部門の売上高は304億85百万円（同10.0%、同11.6%増）となりました。

② 資金調達の状況

子会社である株式会社クスリのアオキ（以下「クスリのアオキ」という）は、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関2行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づくコミットメントラインの総額は40億円であり、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の新規出店を含めた設備投資は、合計256億13百万円でした。これらに要した資金は長期借入金及び自己資金等で賄っております。

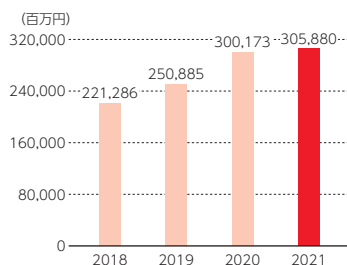
(2) 財産及び損益の状況

区分	第20期 2018年5月期	第21期 2019年5月期	第22期 (前連結会計年度) 2020年5月期	第23期 (当連結会計年度) 2021年5月期
売上高 (百万円)	221,286	250,885	300,173	305,880
経常利益 (百万円)	12,612	14,620	16,829	17,344
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	8,823	10,648	12,416	12,062
1株当たり当期純利益 (円)	280.23	337.86	393.82	382.56
総資産 (百万円)	117,720	136,210	170,364	195,917
純資産 (百万円)	44,310	54,443	66,224	77,669

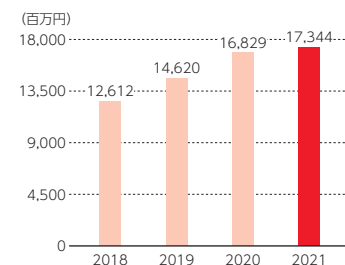
(注) 第23期の1株当たり当期純利益の算定の基礎となる期中平均発行済株式総数

31,531,938株

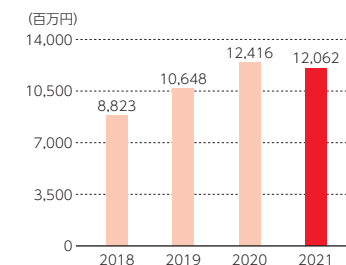
■売上高



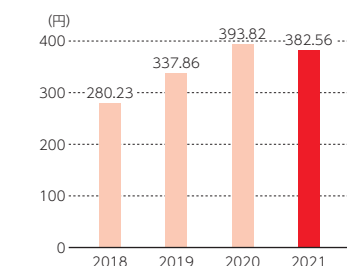
■経常利益



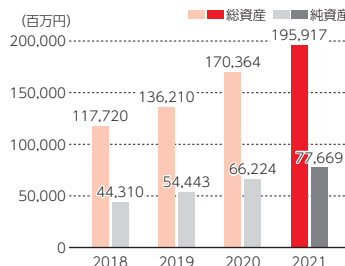
■親会社株主に帰属する当期純利益



■1株当たり当期純利益



■総資産／純資産



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社クスリのアオキ	300百万円	100.0%	医薬品・化粧品・日用雑貨、調剤薬局等の近隣型小売業
株式会社ナルックス	50百万円	89.84%	食品スーパーマーケット、医薬品・化粧品・日用雑貨、調剤薬局等の近隣型小売業
株式会社フクヤ	12百万円	98.47%	食品スーパーマーケット、医薬品・化粧品・日用雑貨、調剤薬局等の近隣型小売業

(注) 株式会社ナルックスは2020年6月30日付の株式取得により、株式会社フクヤは2020年10月21日付の株式取得により当社の子会社としております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市横江町4街区1番	8,708百万円	39,871百万円

(4) 対処すべき課題

① ドラッグストア業界の競争激化について

ドラッグストア業界は、厳しい出店競争や価格競争、M&Aによる業界再編に加え、他業種の参入によって競争環境が激化しており、今後、中長期的な企業価値向上を図り、持続的な成長を実現させるためには、経営における迅速な意思決定やM&A等を活用した事業規模の拡大を実現できる組織体制が求められています。

当社は、2016年11月21日付でクスリのアオキの持株会社に移行し、クスリのアオキを含むグループ全体の経営戦略機能や経営管理機能を発揮できるよう組織体制の整備を図っております。

さらに、経営の意思決定機能と業務執行機能を分社化し、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、店舗開発力を強化して、今後さらに多店舗出店を進めても店舗オペレーションの生産性が維持、向上できるように、人材の確保と育成を行ってまいります。

また、店舗オペレーションの生産性向上を支えるために、各種の業務システムの整備を推進して、顧客満足を実現できる適正な売場面積や品揃えは何か、常に仮説を立案して、検証、修正及び実施というマネジメントサイクルを確立し運用すると同時に財務体質の強化を図っていく所存であります。

② 薬剤師の確保及び登録販売者の養成について

当社グループは医薬品の販売を行っており、調剤薬局を併設したドラッグストアの出店により、地域に密着した「かかりつけ薬局」を目指しているため、薬剤師の確保は重要な課題と認識しております。また、2009年6月の薬事法の改正に伴い、登録販売者の養成も重要な課題となっております。

これらの課題に対処するため、薬剤師の確保につきましては、薬学部在籍者に対し、社内外での会社説明会や店舗見学を実施するなど、幅広くリクルート活動を行っており、中途採用につきましても人材斡旋業者に仲介を依頼するほかに、ホームページや販促用チラシに募集広告を掲載するなど、積極的な採用活動を行っております。

また、登録販売者の養成につきましては、eラーニングや、社内研修等の教育体系を構築して、全社的に取り組んでおります。

(5) 主要な事業内容（2021年5月20日現在）

当社は、医薬品・化粧品・日用雑貨・調剤業務等の近隣型小売業を行う子会社の経営戦略・経営管理等の提供を行っております。

当社グループは、当社と連結子会社4社及び持分法非適用関連会社1社により構成されており、医薬品・化粧品・日用雑貨、調剤薬局等の近隣型小売業の経営を主な事業としております。

(6) 主要な事業所（2021年5月20日現在）

当社本社 石川県白山市横江町4街区1番

なお、当社グループの店舗数の状況は以下のとおりであります。

石川県87店舗、富山県75店舗、福井県51店舗、新潟県65店舗、長野県27店舗、群馬県74店舗、埼玉県38店舗、栃木県40店舗、茨城県44店舗、千葉県16店舗、山梨県1店舗、岐阜県66店舗、愛知県38店舗、三重県24店舗、静岡県7店舗、滋賀県25店舗、奈良県8店舗、京都府10店舗、福島県13店舗、宮城県8店舗、岩手県13店舗、山形県3店舗

(7) 従業員の状況 (2021年5月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	2,387名	513名増	32.2歳	4.2年
女 性	1,603名	473名増	28.3歳	2.8年
合計又は平均	3,990名	986名増	30.6歳	3.7年

- (注) 1. その他に臨時雇用者 5,634名がおります。
2. 従業員数が前期末に比べ986名増加したのは、新規出店に伴う新規採用によるものです。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	13名	3名増	34.5歳	8.7年
女 性	8名	3名増	30.9歳	7.6年
合計又は平均	21名	6名増	33.1歳	8.3年

- (注) 1. その他に臨時雇用者 9名がおります。
2. 平均勤続年数は、出向元の勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年5月20日現在)

借 入 先	借 入 金 額 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	11,547
株 式 会 社 北 國 銀 行	11,208
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	5,957
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,393
株 式 会 社 北 陸 銀 行	4,718
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,928
農 林 中 央 金 庫	1,949
株 式 会 社 富 山 銀 行	1,900
株 式 会 社 福 井 銀 行	1,357
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	289

2. 会社の株式に関する事項（2021年5月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,532,560株
- (3) 株主数 12,865名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
イ オ ン 株 式 会 社	3,148	9.98
青 木 宏 憲	2,498	7.92
オーエム02 ステートストリート 808424 クライアントオムニ	1,882	5.96
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,858	5.89
青 木 孝 憲	1,792	5.68
合 同 会 社 A 8 7 0	1,680	5.32
株 式 会 社 ツ ル ハ	1,620	5.13
合 同 会 社 K S A v i a t i o n	1,510	4.79
青 木 保 外 志	1,482	4.70
C E P L U X - O R B I S S I C A V	813	2.58

(注) 1. 持株比率は自己株式（247株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

(2021年5月20日現在)

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
新株予約権の割当日	2018年9月25日	2020年1月28日
新株予約権の数(注)1	214個	35,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 21,400株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 3,500,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込を要しない	新株予約権1個当たり1,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり866,000円 (1株当たり8,660円)	新株予約権1個当たり683,000円 (1株当たり6,830円)
権利行使期間	2020年10月1日から 2022年9月30日まで	2024年8月21日から 2029年12月31日まで
行使の条件	(注)2	(注)2、3、4
取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 5名	新株予約権の数 17,500個 目的となる株式数 1,750,000株 保有者数 1名
社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 新株予約権者の数は、当社又は当社の子会社の取締役及び従業員に交付された当連結会計年度末における総数を記載しております。
2. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員であることを要します。ただし、対象者が当社又は当社の子会社の取締役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではありません。
3. 新株予約権者は、2024年5月期から2029年5月期までの6事業年のいずれかの期において、当社の経常利益が220億円を超過した場合、本新株予約権を当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日から行使することができます。ただし2020年5月期以降、上記の目標を達成する前に、経常利益が110億円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできません。なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、当該損益計算書に、のれん償却費用及び本新株予約権に係る株式報酬費用控除前経常利益をもって判断するものいたします。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会に定めるものいたします。
4. 上記3にかかわらず、本新株予約権の割当日から2024年5月20日までの間に、東京証券取引所における当社株式の普通株式の終値の平均値(当日を含む連続した過去42取引日の平均値)が、一度でも行使価額の70%を下回った場合、それ以降、新株予約権者は未行使の新株予約権を行使することができません。

- (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年5月20日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	青 木 桂 生	日本チェーンドラッグストア協会名誉会長
取 締 役 最 高 顧 問	青 木 保 外 志	
代 表 取 締 役 社 長	青 木 宏 憲	株式会社クスリのアオキ代表取締役社長
取 締 役	八 幡 亮 一	管理部門担当 株式会社クスリのアオキ取締役
取 締 役	飯 嶋 仁	営業部門担当 株式会社クスリのアオキ取締役店舗運営本部長兼ドラッグ統括
取 締 役	岡 田 元 也	イオン株式会社取締役兼代表執行役会長 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役
取 締 役	柳 田 直 樹	柳田国際法律事務所パートナー弁護士 YKK株式会社社外監査役 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	廣 田 和 男	株式会社クスリのアオキ監査役 株式会社A2ロジ監査役
監 査 役	桑 島 敏 彰	株式会社K&アソシエイツ取締役CEO G R Nホールディングス株式会社社外取締役
監 査 役	中 村 明 子	弁護士 株式会社北國新聞社社外監査役 社会福祉法人石川整肢学園理事

- (注) 1. 取締役岡田元也氏及び柳田直樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桑島敏彰氏及び中村明子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役柳田直樹氏及び監査役中村明子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役廣田和男氏は、株式会社北陸銀行に長年勤務した経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役桑島敏彰氏は、企業経営経験者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有しております。
- 監査役中村明子氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を持つとともに、商事問題に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
岡 田 元 也 (社外取締役)	左記社外取締役及び社外監査役は、当社との間で以下の内容にて責任限定契約を締結しております。 ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
柳 田 直 樹 (社外取締役)	
桑 島 敏 彰 (社外監査役)	
中 村 明 子 (社外監査役)	

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその業務遂行のために行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されるものとなります。

ただし犯罪行為や被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の額は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、各取締役の役割や責任範囲、企業価値増大への貢献、業績指標の達成度合い等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬とストック・オプションで構成されており、基本報酬の金額については、取締役ごとの職務・職責等に基づいた金額（固定報酬）に加え、前連結会計年度の業績に基づいて算出した金額を合わせた金額を当連結会計年度の報酬として確定させ、これを基本報酬としております。個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものし、その権限の内容は各取締役の職務・職責・成果貢献度に応じて、管理部門担当役員とも協議しながら、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

なお、非金銭報酬としてはストック・オプションがありますが、その付与は不定期であり、必要と判断した時期に付与しております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定の方針は、基本報酬を100%として、うち業績連動報酬部分が代表取締役や役付取締役で41～42%、取締役で19～26%となっております。

ストック・オプションを導入する際には、株主総会決議により、取締役への割当の上限個数を決定し、各取締役への割当個数は取締役会にて決定しております。退職慰労金については、算定基準について内規で定めており、役位、在任期間等を勘案し算出しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		
			基本報酬	ストック・オプション	退職慰労金
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	146百万円 (6百万円)	130百万円 (6百万円)	1百万円 (0百万円)	14百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9百万円 (4百万円)	9百万円 (4百万円)	-	0百万円 (-)
合 計 (うち社外役員)	11名 (4名)	156百万円 (10百万円)	139百万円 (10百万円)	1百万円 (0百万円)	14百万円 (-)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）です。

2. 監査役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名（うち、社外監査役は0名）です。

3. 取締役（社外取締役を除く）の基本報酬には業績連動報酬を含み、その決定方法は経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算定されます。前連結会計年度の経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算定された金額を12等分し、職務・職責等に基づいた固定報酬と合算して、当連結会計年度の月額の基本報酬として確定し、毎月支給しております。業績連動報酬にかかる業績指標として経常利益を選択した理由は、企業価値の向上に最もつながりやすい最適な指標であるからであります。

なお、ストック・オプションの付与は不定期であり、必要と判断した時期に付与しております。割当ての際の条件等は、「4.（4）①報酬等の決定に関する方針」のとおりであります。

会社役員が有する新株予約権等のうち、当事業年度における交付状況は「3.（1）会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として公布されたものに関する事項」に記載しております。

4. 取締役会は各取締役の個人別の基本報酬の額について、代表取締役社長青木宏憲に対し、各取締役の職務・職責・成果貢献度に応じて、管理部門担当役員と協議のうえ決定することを委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

また、当社子会社株式会社クスリのアオキ兼務役員については、両社を併せた役割や責任範囲等を鑑みて報酬を決定した後に、両社での配分決定のうえ、各法人から報酬を支払うものとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
岡 田 元 也 (社外取締役)	イオン株式会社取締役兼代表執行役会長 株式会社ソルハホールディングス社外取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役
柳 田 直 樹 (社外取締役)	柳田国際法律事務所パートナー弁護士 YKK株式会社社外監査役 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役
桑 島 敏 彰 (社外監査役)	株式会社K&アソシエイツ取締役CEO GRNホールディングス株式会社社外取締役
中 村 明 子 (社外監査役)	弁護士 株式会社北國新聞社社外監査役 社会福祉法人石川整肢学園理事

- (注) 1. 取締役岡田元也氏は、イオン株式会社の取締役兼代表執行役会長を兼任しており、当社子会社株式会社クスリのアオキは同社との間で業務・資本提携を行っております。
2. 上記1以外の各社外役員の各兼職先と当社との間には、記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
岡 田 元 也 (社外取締役)	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
柳 田 直 樹 (社外取締役)	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と豊富な他社の役員経験に基づく観点から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
桑 島 敏 彰 (社外監査役)	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、企業経営経験者として、経営等に係る豊富な経験や幅広い見地から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会14回のうち13回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。
中 村 明 子 (社外監査役)	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士として高度な専門知識及び高い独立性に基づく視点から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(注) 当社の監査法人でありましたあずさ監査法人は、2020年8月19日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は仰星監査法人のグループ会社である仰星コンサルティング株式会社に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である新収益認識会計の適用に関する助言業務について、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役全員の同意による解任のほか、会計監査人の適切な職務執行が困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と仰星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は次のとおりであります。

(1) 当社グループの役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び社会規範に基づいた行動を取るために、当社グループ共通の企業行動基準である「企業倫理規程」を定め、それをすべての役員、使用人に周知させるものとする。

②社長直轄の内部統制推進室をコンプライアンス担当部署とし、当社グループ全体のコンプライアンス維持及び推進の観点から、規程・ガイドライン等の策定及び改定、当社グループ内における監督・指導、各部門の業務の状況の監査及び使用人教育等を行い、当社グループ各社、各部署を横断的に統括する。

③法令や社内規程上疑義のある行為等について、当社グループの使用人が直接情報提供を行うための手段として「コンプライアンス・ホットライン運用規程」に基づく「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。社内窓口併せて、社外の弁護士による通報・相談窓口を設置し、適正に運用する。

④反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」「反社会的勢力排除規程」にその対応方針を明示し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては当社グループ全体で毅然とした態度で対応する。

⑤当社は、複数の社外取締役及び社外監査役を選任することにより、当社グループ内の取締役会における取締役の職務執行に対して監視・監督機能を確保する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に則って、書面または電磁的方法により、適切に記録、保存、管理及び廃棄する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制推進室は、当社グループの新たなリスクの識別、評価及び必要とされる対応策の提案を行うものとする。危機管理委員会（委員長 代表取締役社長）は、「リスク管理規程」に則って、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスク発生時における迅速な対応を行う。

危機管理委員会は、対応策が検討されていない新たなリスクが生じ、そのリスクの影響が重大である場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会において責任者を選任することにより、新たなリスクに対して迅速かつ適切に対応していくものとする。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、中期経営計画に基づき、取締役会において取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。そして、同目標を達成するため、当社グループの各取締役は、各社・各部門の具体的な目標を設定し、「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき業務執行を行う。

各責任者等は、全社的な目標に対する進捗状況を適宜、担当取締役に報告する。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの経営管理については、「関係会社管理規程」を制定し、それに準拠して行う。内部統制推進室は、当社グループの経営状況等を監査し、問題があると認めた場合には、当社グループの取締役会、監査役及び当社の監査役会に報告するものとする。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び、使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役は、内部統制推進室の使用人に監査に必要な業務を命じることができるものとする。当社の監査役より監査に必要な命令を受けた使用人は、上記業務の遂行にあたって、当該監査役の指揮命令のみに従い、取締役及び内部統制推進室長等当該使用人の属する組織の上長の指揮命令を受けないものとする。

また、人事異動に関しては、事前に監査役と協議した上で、その同意を得なければならないものとする。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の監査役は、当社グループの重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握する。また、監査役は、前記の会議に付議されない報告等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて説明を受ける。

当社グループの取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社グループに重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役に報告しなければならない。監査役が、内部監査の実施状況及び「コンプライアンス・ホットライン運用規程」による通報状況等の監査に必要な情報を適正に把握できる体制を整備し、監査役への報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役会の意見形成の質を高めるために、社外監査役（補欠監査役も含む）のうち1名は弁護士を選任することを原則とする。

当社監査役会による取締役からの個別ヒアリングの機会を年2回以上設ける。また、監査役会と代表取締役の意見交換会及び監査法人と代表取締役の意見交換会を定期的に開催する。

(10) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用のための体制

金融商品取引法その他の関係法令及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（金融庁・企業会計審議会公表）等に基づき、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。取締役会は、同基本方針に則り、内部統制委員会（委員長 代表取締役社長）を設置し、財務報告に係る内部統制を整備し、継続的に運用する。

内部統制推進室は、財務報告に係る内部統制のモニタリングを行い、内部統制委員会は、そのモニタリング結果を踏まえて、財務報告に係る内部統制の有効性判断の検討及び承認を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役会における決議内容の概要

当社は、当事業年度において、事業拡大等のための投資計画、M&A、重要な組織の設置、変更及び廃止、重要な規程の改定等を決議しております。

(2) 当期における主な取組

① コンプライアンス

当社グループは、当社グループ従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。また、当社の内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」についても、当社グループの全従業員に対して周知を継続しております。

② リスクマネジメント

(1)環境対策に関する取組として、一部店舗において電力監視装置やエネルギー制御システムの導入等、不要なエネルギーの排出を抑制する取組を行っております。

(2)災害に関する取組として、「災害対策マニュアル」を整備し、有事に備えて会社として対応できる体制を整えております。

(3)情報セキュリティに関する取組として、外部からの不正なアクセスや社内での重要な情報の漏えい防止のために、必要な物理的セキュリティ対策及び技術的セキュリティ対策を講じ、また、従業員に対しても情報管理に関する教育や通達等、情報セキュリティに関する意識の向上に関する活動も行っております。

(4)労務管理にかかわる社内マニュアルを適宜改定・周知し、36協定の遵守及び過重労働の抑制やサービス残業の禁止等、適切な労働環境を維持しております。

③ 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制の評価

内部監査計画に基づき、当社グループの業務について監査を実施し、また、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

④ 重要な規程の改定

M&Aにより新規にグループ加入した子会社のガバナンス強化のため、主要規程の過不足を精査し、適宜、新規制定及び改廃を実施しました。また、多様な働き方のニーズと優秀な人材の維持・確保に対応するため、専門社員制度を整理し、それに伴う就業規則類の改廃を行いました。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しております。

配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、あわせて経営基盤強化のために必要な内部留保の充実等を総合的に勘定し、利益配分を決定してまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、今後予想される一層の競争激化に対処すべく、経営基盤のさらなる充実・強化のため、新規店舗の開設並びに既存店舗の改装などの有効投資に活用し、業績の向上に努め、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

当事業年度の期末配当につきましては、1株につき11.75円といたしました。すでに、2021年1月28日にお支払いいたしました中間配当金1株当たり11.25円とあわせて、年間配当金は1株当たり23円となります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年5月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	71,994
現金及び預金	15,734
売掛金	4,708
商品	40,275
未収入金	11,226
その他	113
貸倒引当金	△64
固定資産	123,923
有形固定資産	104,294
建物及び構築物	84,710
土地	4,084
リース資産	5,558
建設仮勘定	5,648
その他	4,292
無形固定資産	3,658
のれん	1,888
その他	1,769
投資その他の資産	15,970
敷金及び保証金	7,229
繰延税金資産	2,599
その他	6,217
貸倒引当金	△75
資産合計	195,917

科目	金額
負債の部	
流動負債	66,320
支払手形及び買掛金	38,990
1年内返済予定長期借入金	7,686
未払金	9,289
未払法人税等	2,711
賞与引当金	875
ポイント引当金	2,756
その他	4,011
固定負債	51,927
長期借入金	40,564
リース債務	4,765
役員退職慰労引当金	302
退職給付に係る負債	98
資産除去債務	6,024
その他	172
負債合計	118,248
純資産の部	
株主資本	77,642
資本金	1,167
資本剰余金	2,175
利益剰余金	74,301
自己株式	△1
その他の包括利益累計額	△73
その他有価証券評価差額金	△73
新株予約権	100
純資産合計	77,669
負債・純資産合計	195,917

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連 結 損 益 計 算 書

(2020年5月21日から2021年5月20日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		305,880
売上原価		215,766
売上総利益		90,114
販売費及び一般管理費		73,495
営業利益		16,619
営業外収益		
受取利息	43	
受取配当金	59	
受取手数料	275	
賃貸収入	136	
補助金収入	255	
固定資産受贈益	26	
その他	189	986
営業外費用		
支払利息	120	
賃貸収入原価	52	
その他	88	261
経常利益		17,344
特別利益		
固定資産売却益	0	
新株予約権戻入益	1	
補助金収入	67	68
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	122	
減損損失	463	587
税金等調整前当期純利益		16,825
法人税、住民税及び事業税	4,677	
法人税等調整額	85	4,762
当期純利益		12,062
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		12,062

連結株主資本等変動計算書 (2020年5月21日から2021年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,162	2,169	62,908	△1	66,239
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	5	5			10
剰余金の配当			△670		△670
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,062		12,062
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	5	5	11,392	△0	11,403
当期末残高	1,167	2,175	74,301	△1	77,642

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△109	△109	95	66,224
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				10
剰余金の配当				△670
親会社株主に帰属する 当期純利益				12,062
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	36	36	5	41
連結会計年度中の変動額合計	36	36	5	11,444
当期末残高	△73	△73	100	77,669

貸 借 対 照 表

(2021年5月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	26,303
現金及び預金	462
未収入金	3,397
短期貸付金	22,410
その他	32
固定資産	13,568
有形固定資産	1
無形固定資産	7
投資その他の資産	13,559
関係会社株式	9,102
長期貸付金	4,400
繰延税金資産	57
資産合計	39,871

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,212
1年内返済予定の長期借入金	199
未払金	64
未払消費税等	68
未払法人税等	1,867
賞与引当金	10
その他	1
固定負債	1,829
長期借入金	1,749
役員退職慰労引当金	79
負債合計	4,041
純資産の部	
株主資本	35,729
資本金	1,167
資本剰余金	27,054
資本準備金	167
その他資本剰余金	26,887
利益剰余金	7,508
利益準備金	129
その他利益剰余金	7,378
繰越利益剰余金	7,378
自己株式	△1
新株予約権	100
純資産合計	35,829
負債・純資産合計	39,871

損 益 計 算 書

(2020年5月21日から2021年5月20日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		2,991
営業費用		531
営業利益		2,460
営業外収益		
受取利息	67	
その他	0	68
営業外費用		
支払利息	0	0
経常利益		2,527
特別利益		
新株予約権戻入益	1	1
税引前当期純利益		2,529
法人税、住民税及び事業税	775	
法人税等調整額	△3	772
当期純利益		1,757

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2020年5月21日から2021年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	1,162	162	26,887	27,049	129	6,291	6,421
事業年度中の変動額							
新株の発行	5	5		5			
剰余金の配当						△670	△670
当期純利益						1,757	1,757
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	5	5	－	5	－	1,086	1,086
当期末残高	1,167	167	26,887	27,054	129	7,378	7,508

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△1	34,631	95	34,727
事業年度中の変動額				
新株の発行		10		10
剰余金の配当		△670		△670
当期純利益		1,757		1,757
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			5	5
事業年度中の変動額合計	△0	1,097	5	1,102
当期末残高	△1	35,729	100	35,829

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年7月24日

株式会社クスリのアオキホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
北陸事務所

指 定 社 員	公認会計士	向 山 典 佐 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	中 山 孝 一 ㊞
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クスリのアオキホールディングスの2020年5月21日から2021年5月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クスリのアオキホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年7月24日

株式会社クスリのアオキホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
北陸事務所

指 定 社 員	公認会計士	向 山 典 佐 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	中 山 孝 一 ㊞
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クスリのアオキホールディングスの2020年5月21日から2021年5月20日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月21日から2021年5月20日までの第23期(2021年5月期)事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、当社グループの取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社グループの取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社の店舗及び薬局において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月25日

株式会社 クスリのアオキホールディングス 監査役会

常勤監査役 廣 田 和 男 ㊞

社外監査役 桑 島 敏 彰 ㊞

社外監査役 中 村 明 子 ㊞

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.